

社会福祉法人いたみ杉の子・役員報酬（支給総額、支給基準）

定款第10条における評議委員会決議事項及び役員報酬規程第3条に定める「役員の報酬の支給総額並びに支給基準」を次のとおりとする。

1. 報酬の構成

区 分	常勤役員 法人本部に勤務し役員業務を行う役員	非常勤役員 理事会等に出席し役員業務を行う役員
報酬の種類	俸給、賞与、旅費、退職慰労金	俸給、旅費

2. 支給総額

役員一人あたりの支給総額を年額700万円までとする（但し、旅費、退職慰労金は含まない）

3. 支給基準

(1) 常勤役員

区 分	支給条件		月額俸給限度額（税込）	備 考
俸 給	法人に 出勤し 執務す る時間	週40時間以上	300,000円	俸給、賞与の 総額が年額 700万円 を越えないこと
		週30～39時間	250,000円	
		週20～29時間	200,000円	
		週10～19時間	150,000円	
		週10時間未満	100,000円	
	理事長（役職）加算		100,000円	
賞 与	俸給の2ヶ月分※業務実績により減給もしくは支給しない			
旅 費	交通費、参加費等実費相当額			
退職慰労金	常勤役員として任期を満了もしくは任期途中死亡等により退任した場合に支給 常勤役員の任期年数に俸給1ヶ月分を乗じた額を基本に理事会で決定			

(2) 非常勤役員

区 分	支給条件	俸給限度額（税込）
俸 給	基本俸給 理事としての職務	理事：月額 7,000円 監事：月額10,000円
	特定業務俸給 ・法人役員として理事会、委員会などへの出席 ・法人の監査、調査、審査等の業務等	理事・監事 1回 5,000円
旅 費	交通費、参加費等実費相当額	

3. 実施日：2024年4月1日から

以上